特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

安堵町は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

安堵町長

公表日

平成31年4月1日

I 関連情報

1						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	国民健康保険に関する事務					
②事務の概要	国民健康保険は、国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)に基づき、市町村などが運営する保険制度である。 住民は、当該市町村に申請を行うことで保険に加入することができる。保険加入後、市町村では住民に、病院での自己負担が軽減される保険証を発行する。市町村は、賦課期日時点で資格がある住民に対して、保険税計算を行い、徴収を行う。また、給付事務として各種給付の申請受付、管理、支払事務などを行う。 ・本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者の各種届出に関する事務。(国民健康保険法第九条)②保険給付の支給に関する事務。 ③特定健康診査等の保健事業に関する事務。 ④情報提供に必要な情報を「副本」として保持する。 ⑤被保険者情報及び異動情報並びに高額該当回数の引継ぎ情報の国保情報集約システムとの連携。					
③システムの名称	国民健康保険システム、収納管理システム、滞納管理システム、宛名システム、 国保総合システム、健康管理システム、中間サーバー、国保情報集約システム					
2. 特定個人情報ファイル:						
被保険者台帳情報ファイル、則	武課情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル					
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第16の項、30の項 第9条第2項 別表第一の主務省令で定める事務を 定める命令 第16条、第24条					
4. 情報提供ネットワークシ						
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 (別表第二における情報提供の根拠) 1,2,3,4,5,9,12,15,17,19,20,22,25,26,27,30,33,39,42,43,46,49,53,58,62,80,81,87,88,93,97,106,109,120 (別表第二における情報照会の根拠)27,42,43,44,45					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	住民課					
②所属長の役職名	住民課長					
6. 他の評価実施機関						
7 株中田 桂邦の明二	打工。利用信心注册					
7. 特定個人情報の開示・						
請求先	総務課 〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵958番地 電話 0743-57-1511					
8. 特定個人情報ファイル	の取扱いに関する問合せ					
連絡先	総務課 〒639-1095 奈良県生駒郡安堵町大字東安堵958番地 電話 0743-57-1511					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	寺点の計数か 平成31年4月1日 時点					
2. 取扱者数							
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かい いつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		平成31年4月1日 時点					
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	画書の種類					
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書			
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない							
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[]] 内部監査 [] 外部監査			
9. 従業者に対する教育・啓発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			